

14.5-17イ



\*1200501211406\*

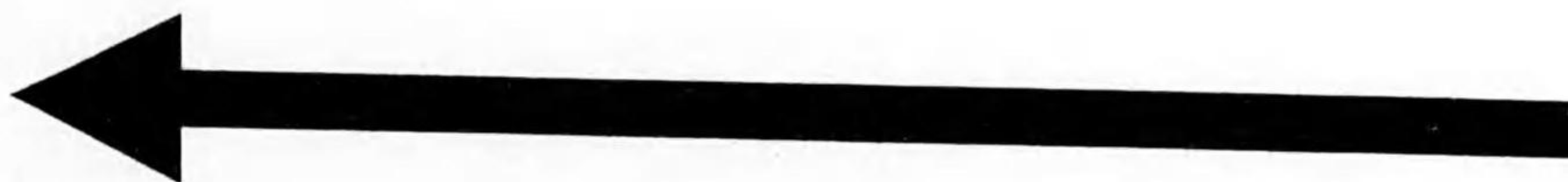
遼寧の準備庫と現大洋票

藤井 諒 著

滿鐵調査課



始



14.5-171



一、遼寧の準備庫とは遼寧四行號聯合發行準備庫のことにして、又現大洋票とは遼寧及同省内に於て現在流通せるものと同準備庫、邊業銀行、交通銀行及中國銀行の發行に係る現大洋兌換券のことである。

二、本書中散見する意見は筆者個人の意見にして、當社或は當課の意見ではない。

三、擔當者 藤井 謹

昭和五年三月

### 凡例

發行所寄贈本



滿鐵調查課

縦八、八センチメートル 横一六、四センチメートル

(表) 券換兌行發庫備準 (一)



(裏) 上 同



發行兌現票本



縦八、八五センチメートル 横一六、二センチメートル

(表) 券換兌行發庫備準 (二)



(裏) 上 同



縦八、七センチメートル  
横一六、四センチメートル

(表) 券換兌行發行銀業邊 (三)



(裏) 上 同



縦八、四センチメートル 横一五、九センチメートル

(表) 券換兌行發行銀通交 (四)



(裏) 上 同

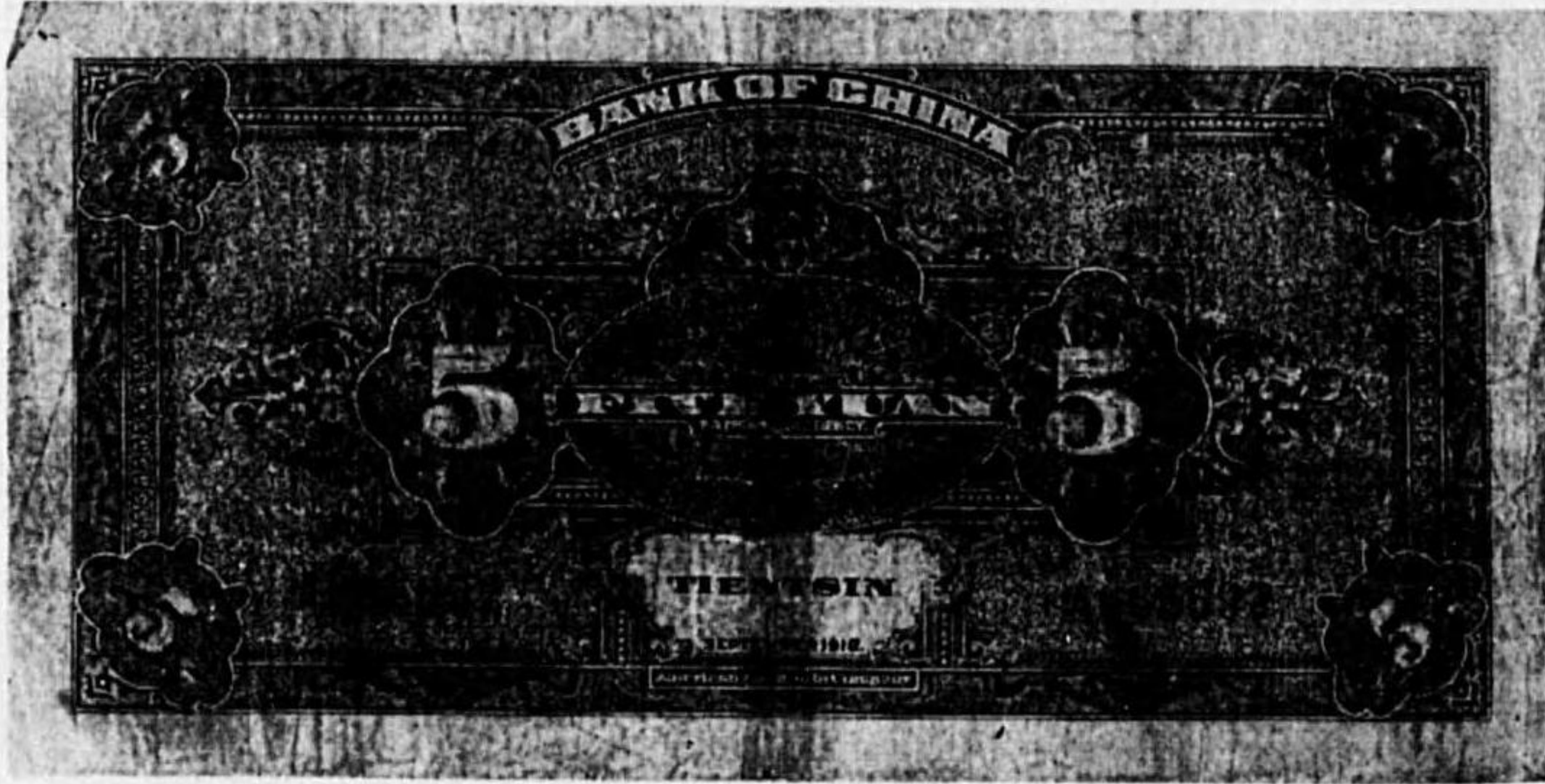


縦九センチメートル 横一八・四センチメートル

(表) 券換兌行發行銀國中 (五)



(裏) 上 同



# 遼寧の準備庫と現大洋票 目次

第一章	準備庫成立の事由	一
第二章	準備庫の成立	四
第三章	第一回現大洋兌換券の發行	八
第四章	第二回以降に於ける現大洋兌換券の發行	一四
第五章	準備庫の現状	二〇
第六章	準備庫發行券以外の現大洋兌換券	二六
第七章	結 論	二九
附		三一



遼寧の準備庫と現大洋票 目次

第一章 準備庫成立の事由

第二章 準備庫の組織

第三章 準備庫の業務

第四章 準備庫の資金

第五章 準備庫の準備

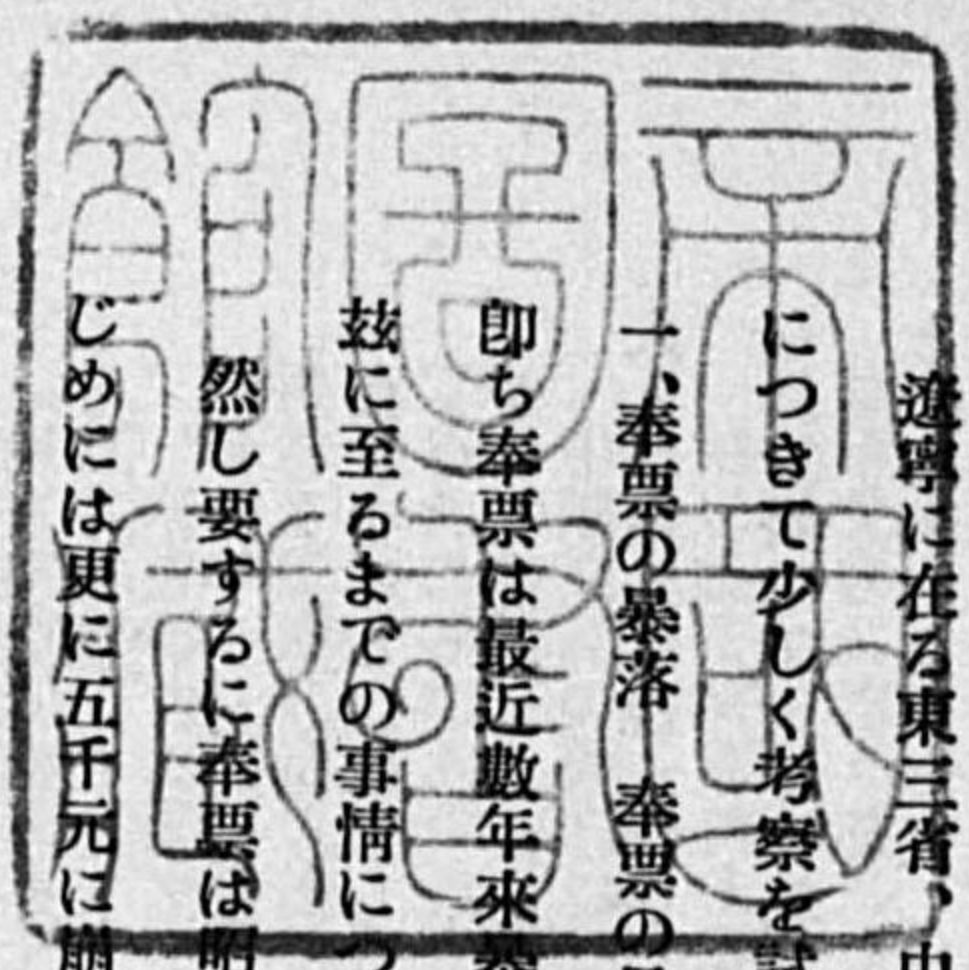
第六章 準備庫の運用

第七章 準備庫の将来

# 遼寧の準備庫と現大洋票

## 第一章 準備庫成立の事由

遼寧に在る東三省、中國、交通、邊業の四行號が聯合して現大洋兌換券の發行準備庫を創設するに至りたる事由につきて少しく考察を試みんとす。



一、奉票の暴落 奉票の暴落が其創設を促したる最も顯著なる事由であることは今更多言を要せざるところである。即ち奉票は最近數年來暴落を重ね遂に今日のごとく金圓に對し約八十分の一の價格しか有せざるに至つたが茲に至るまでの事情につきては當調査課發行「調査時報」に於て既に記述せるを以て茲には之を省略することとする。然し要するに奉票は昭和三年末に於て金百圓に對し三千元内外であつたが翌四年三月末には四千元となり五月はじめには更に五千圓に崩落した。之に對し支那官憲は種々策動を試み其價格の維持策を講じたがそはいづれも極めて不徹底不合理なる對策のみにして其核心にふるゝところなく、剩へ依然として濫發を續けてゐたために其信用は益々失墜し價格は更に崩落するのみであつた。かくのごとく奉票はたゞ下落の一途を辿り官憲の對策は却つて世人をして益々疑惑を抱かしむるのみにして遂には奉票を嫌惡し之を見限り他に之に代るものを求めんとする要望漸次濃厚となるに至つた。

二、現大洋票出現の要望　かゝる際に於て現大洋票の發行が企圖せらるゝことは極めて當然の成行であつた。抑も其發行説は從來屢々繰返されたるどころであつたがいつも實現をみるには至らなかつた。蓋し現大洋票を發行し之を以て暴落せる奉票を回收整理せんと目的ではあつたが此問題はしかく簡單に解決さるゝものにあらざる莫大の準備金を要し更に當事者の深厚なる誠意を必要とするものであつたが當時の省政府の状態を以てしては到底之を望むことは不可能のことであつた。然し同問題は屢々奉票價格吊上のために宣傳の用に供されてゐた。

昭和四年一月財政廳は官銀號に命じ二千萬元の現大洋票を發行し同年二月一日より流通せしめんとしたが之も遂に實現をみるには至らなかつた。

かくて前述せるがごとく奉票は益々暴落し省民は之を嫌惡し各種商品は漸次現大洋建を以て取引され、特に外國人とは金又は現大洋を以てするにあらざれば取引不可能となるに至つた。又下級官吏労働者等は生活上の不安に迫られ給料の現大洋支給を要求して不穩の空氣さへ醸すに至つた。然しながら省政府に於ては從來毎月現大洋と奉票との比率を公定發表し建値を現大洋とし奉票は其都度時價に換算して收授せしめ、又一般取引に於ても此方法を採用して一時を糊塗してゐたために重大なる不祥事を惹起するには至らなかつた。

かゝる状態であつたため奉票の整理問題は之を第二としても速かに現大洋又は確實なる現大洋票を發行することが焦眉の問題となつてきた。

而して當時遼寧に於ては奉軍の關内撤退と共に「北京」、「天津」の文字を印せる邊業銀行發行の現大洋兌換券が相

當流入し使用されてゐたため邊業銀行に於ては之を回收するとの名目を以て現大洋兌換券百萬元を發行して一般の急需に應ぜんとし、昭和四年三月二十六日遼寧財政廳より其發行を許可された。然し果して何程發行されたるや不明であるが其後の情勢より推せば百萬元以上に達する事は明かにして且つ從來の「北京」、「天津」券は依然として流通し回收されたる形跡はみられなかつた。其準備金の内容如何であつたかは之を窺知するに由ないが同券は最初無制限兌換に應じ従つて現銀との間に開きもなく、且つ一般より切に待望されてゐた際であつた爲甚だ歓迎を受けた。茲に於て官銀號も現大洋兌換券の發行を企てたがこれは遂に實現するには至らなかつた。

中國交通の兩行は遼寧に於ては紙幣の發行權を有せずと極めて少量の從來の紙幣が奉票と同一の價格で流通してゐたのみであつたが兩行では奉票の無信用に乘じ其勢力挽回を策し極秘の中に北平天津に於て發行せる現大洋兌換券を遼寧に移入流通せしめてゐたが其額は極めて少きものであつた。

三、南方勢力の進出　最後に遼寧省當局が準備庫創設を急きたる最大の事由は南方勢力の進出であつた。南北統一し南方勢力が漸次東北に及ぶに至らば中國幣制確立のため必ずや何等かの命令乃至は干渉があるべきことはみやすきところであつた。果して昭和四年二月國民政府より遼寧省政府に對し大様左のごとき命令があつた。

「各省紙幣には種々の名目あり。之を以て商業の便に資せるも其流通は本省に限りて他省に及ぶこと能はず。今全國幣制の統一を期するために國務會議に於て孫總理及袁總統の肖像鑄造の國幣を本位貨となすことに決定したれば各省紙幣は速かに回收して袁孫兩國幣を流通せしむべし。遼寧省各紙幣は速急に之を回收し其需要する國幣額を政

府に電告せよ。政府は其全額を交附すべし」

右の實行の能否はともかく全國幣制統一の意のあることを明かにした。

其後南京政府に於ては内政の整備を計るに従つて中央銀行並に其發行に係る紙幣の勢力を各地に扶殖せんと努力し同年五月更に東北四省に對し金融状態の報告及び中央銀行紙幣の使用を命じた。而して遼寧及哈爾濱に中央銀行支店開設の準備に着手するに至つたため遼寧省當局は大に狼狽し何等かの策を講じて其勢力進出の阻止を計り併せて紊亂其極に達せる東北の幣制をして新生面に向はしめんとするに至つた。

以上のごとき事由により遼寧省政府に於ては遼寧に在る四行號をして聯合して發行準備庫を創設せしむるに至つた。

## 第二章 準備庫の成立

聯合準備庫は各銀行をして聯合して兌換券を發行せしめ共同して其兌換の責を負擔し其信用を確保せしめんとするものであつて、目的とするところは從來のごとき何等節度なき發行を嚴禁し錯雜せる各種紙幣を整理して確實なる制度の下に經濟的發展を策せんとするものであつて、遼寧省政府要人が此に目覺めたるは甚だ喜ぶべき進歩と云ふべきであつた。

抑も聯合發行準備庫の制度は既に天津に於て實行されてゐる。即ち中南、鹽業、大陸、金城の四銀行が此制度を採用し相當信用を博しつゝあるものである。遼寧に於ては東三省官銀號副經理孫耀宗が歐米に於て之に關する研究をなし歸國後右天津に於ける制度を參酌して立案し前官銀號總辦李友蘭に其採用方を具申せるも時期未だ到らずして實現をみるに至らず其まゝ放置されてゐたものである。後前章に於て述べたるがごとき氣運漸く熟し且つ現財政廳長張振鸞が準備庫制度を推稱せるを以て孫副經理が其衝に當りて成立に着手せるものであつた。

即ち東三省官銀號を主體とし之に邊業銀行を加へ更に中國交通の兩行支店を參加せしめたものである。然し右四行號を聯合せしむるにつきては幾多の無理が存在してゐた。即ち東三省官銀號が其主體となりたることは當然のことであつたが邊業銀行は從來現大洋兌換券を發行し現に一般より相當の歡迎をうけつゝあるを以て準備庫に参加し其共同の保證を俟つまでもなく自行獨りの信用を以て兌換券を發行し自由に活躍をなし得るに拘らず右に参加するときは單獨の發行は許されず其活動を甚だしく束縛さるゝ虞があつた。故に参加は之を望まなかつたけれども同行は張學良と特殊の關係ある銀行なるを以て多少の不満はあつても世間體を慮つて参加しなければならなかつた。

又中國、交通の兩行は前述せるがごとく遼寧に於ては一般普通銀行と異るところなく紙幣の發行權を有せず以前之を有したる當時の該行發行の紙幣は奉票と同様に取扱はれ全く信用を失ひ兩行にとりては甚だ厄介物となつてゐた。故に兩行は頻りに信用恢復勢力挽回の策を講じつゝあつたところが遼寧省側には準備庫の創設を計劃し之に参加することを要求したが兩行としては官銀號及び邊業銀行と事を共にするは甚だ危險なるを以て出来る限り其参加を避けんとしたが遼寧省側としては準備金其他の關係より兩行の加はることは信用保持の上に必要であつたため特に参加せしめたものであつた。

かくしてともかく四行號は聯合し現銀各百七十五萬元合計七百萬元を出資し又別に三百萬元を省公債に仰ぐこととして總計一千萬元を兌換引當金に充つるといふ協定成立せるを以て五月十五日四行號の聯名を以て「東三省公報」紙に左のごとき廣告を掲載した。

「本行號は茲に市面の需要に應し金融を調和し發行を慎重にして兌換券の信用を保持する見地より合議の上聯合發行準備庫を組織し現大洋紙幣を發行し暫時邊業銀行の鈔券を使用するも準備を充足し無制限兌換に應することとし名づけて遼寧四行號聯合發行準備庫と稱する。既に省政府に請願し五月十七日を以て開業せんとするが特に本庫章程を披露して公鑒を乞ふ。

遼寧四行號聯合發行準備庫暫行章程

- 第一條 遼寧省四銀行は兌換券の發行を慎重にしその信用を保持せんがため聯合發行準備庫を組織す。
- 第二條 準備庫は専ら (一)兌換券の發行 (二)兌換券の印刷 (三)兌換券の兌換 (四)準備金の保管を辦理す。
- 第三條 準備庫は上記の外他の事業を營むことを得ず。
- 第四條 準備庫の發行券に對する兌換準備は現金七割とし他の三割は有價物品を以て保證準備とす。
- 第五條 前項の現金には銀塊元寶銀其他銀錠を以て之に充つることを得。
- 第六條 準備金は準備庫經理之を保管す。各銀行の特派員監督及び商會、各法團は之を檢査することを得るものとす。

第七條 準備庫の準備金及び其他の資産は如何なる場合にも之を他に流用移動することを不得す。

第八條 準備庫發行の紙幣は現大洋と同様に通用せしめ本庫は無制限兌換に應ず。

第九條 四行號が準備庫より兌換券を發行する場合にはこれに各暗號を附しおき之を準備庫が兌換したる場合は各々四行號に其額を通知し更に之に相當する現金準備を納付せしめて發行を補充す。

第十條 準備庫は完全に獨立し各行號の營業に意外の損失ある場合と雖も準備庫とは何等の關係なし。

第十一條 準備庫の經費及び其他損益金は本庫に加入せる各行號が本庫より發行したる兌換券の額に應じて之を分擔す。

第十二條 四行號準備庫より兌換券を發行する場合は第四條に照し現金七割有價物品三割を納付すべし。他の商業銀行錢莊にても之に倣ひ兌換券を準備庫に請求することを得。但し此際は確實なる擔保を要す。此細則は別に定む。

第十三條 準備庫に監理官一人をおき省政府の委嘱するところとす。

又監察は四行號の總辦總經理行長を以て之に當て主任一人及事務員若干名は各行號より選拔す。而して其俸給は各其屬する行號に於て負擔す。

第十四條 準備庫發行の紙幣は監理官の押印を要す。

第十五條 監察は準備庫の帳簿手許準備金有高兌換券發行の數目等隨時檢査することを得。

第十六條 準備庫の發行額及び準備金數目は毎週各銀行に報告し毎月末一回省政府に報告するものとす。

第十七條 準備庫は六月末及び十二月末を以て決算期とし六月末を年度決算期とす。

第十八條 準備庫發行の現洋紙幣は暫く邊業銀行券を用ひ該紙幣面に聯合發行準備庫の文字を加ふ。將來他種のもを發行する場合は未發行の分は之を邊業銀行に返還し已に發行済の分は準備庫が兌換の責を負ふ。

第十九條 準備庫は暫時邊業銀行或は商會及其他適當の場所に附設す。

第二十條 準備庫の事務取扱細則は別に之を定む。

第二十一條 本章程は省政府の認可を経て後施行す。

第二十二條 本章程にもし改訂を要する場合は各行號協議の上省政府の認可を経て之を改訂す。

準備庫の組織は右章程に於て明かであるが四行號の最初の協定並に右章程の各規定が果して嚴守さるゝや否や甚だ疑はしいものであるが五月十七日とかく正式に成立し事務所を城内鐘樓南大街に設け、又監理官は財政委員會の推薦により翟文選が省政府の委囑をうけて同月十八日正式に就任した。

暫く邊業銀行券を使用せんとしたるは印刷其他の準備が間に合はなかつたためであつた。

### 第三章 第一回現大洋兌換券の發行

かくて準備庫成立の直後第一回の現大洋兌換券二百萬元が發行せられた。この兌換券發行の方法は四行號が各現金及び其他準備を準備庫に納付し之に相當する兌換券を受取り之を市場に流通せしむるものであつてこれが兌換は

すべて準備庫に於て取扱ふことゝなつてゐる。而して各行號が兌換券を受取る場合には其券面に各異りたる暗號を附しおき、之を準備庫が兌換したる後各行號別に其兌換額を計算して之を各行號に通知し、其額に對する準備金を更に納付せしめて再び發行するものである。第一回の二百萬元は四銀行の中いづれより發行されたるものなりやは發表されないが、中國、交通の兩行は前述せるがごとき事情により準備庫の將來に對し不安の念を抱いてゐた際であつたから右兩行の發行したるものとは思はず結局東三省及邊業の二行號より出てたるものであらうと想像されてゐた。其種類は一元、五元、十元の三種であつていづれも邊業銀行券を使用し之に「聯合發行準備庫」東三省の黒字を印し更に「×」俵の黒字を表裏各二字つゝ印し又監理官及聯合準備庫の朱印を押したものであつた。(寫眞(一)及第五章末備考参照)

かくて省政府の多大なる期待の中に新兌換券は市場に其すがたを表はすに至つたが一般の評判は極めてわるく省政府に於ては寧ろ意外とするところであつた。然し省民は最初より準備庫に對しあまり期待せず新券も結局奉票の二の舞を演ずるに至るべしとて之を蔑視し、出来るだけ之を手持することを避けた。

又從來省政府は、現大洋兌換券を發行して奉票を回收整理すべしと屢々聲明し奉票の價格吊上を策してゐた。多少は其實效もあつた。故に確實なる現大洋票を以て其回收に着手すれば奉票の價格は好轉する筈であつたが、既に發行されたる現大洋票そのものの信用さへ不確實なるものであつたため如何に政府が聲明しても省民は之を信頼すること能はず奉票の下落は到底免れないところであつた。

故に支那官憲に於ては奉票の崩落阻止を計ると共に新兌換券の宣傳に必死の努力を盡した。

五月二十二日東三省官銀號は各分號にあて大様左のごとき通告を發した

「遼寧四行號が聯合して發行準備庫を組織し現大洋兌換券を發行せんとせることは既に通告せるところであつて今や該庫は正式に成立し兌換券も發行流通してゐる。本號は四行號の一なるを以て同兌換券の信用如何は本號に重大の影響を及ぼす故に各分號は各地に於ける該券の流通信用商民の信頼等の状況を隨時調査報告されし」  
翌二十三日更に左のごとき通告を發した。

「すべて準備庫の兌換券を以て本號又は分號に於て普通爲替又は電信爲替の取組を要求するものに對しては金額の多少に拘らず其手数料を徵收せず但し普通爲替に貼付する印紙代及電信爲替の電報代は各自に於て負擔を要す」  
又六月六日東北邊防軍司令長官公署及び遼寧省政府の名を以て左のごとき佈告を發した。

「奉天票は益々暴落し既に五千元以上を稱へるに至りたるため市民の苦痛を慮り四行號聯合準備庫を設置し資金を充實せしめ既に總額の五分の三以上を發行せしめたるを以て奉天票の回收を行ふこととし回收したる奉天票はこれを焼却せしむるものなり。然りと雖も奉天票は一般の通貨にして何等信用なきものに非ず市民の便宜を計るためと汚損したるものを焼却して現大洋を補充するものなれば時局に際し種々なる謠言を用ひて奉天票を暴落せしめ漁夫の利を貪るがごときこと無き様佈告を發す」

かくして新兌換券の信用維持と流通の圓滑とを計つたが六月十八日左のごとき重要な佈告を省政府より發する

に至つた。

第一條 本省城に於て聯合準備庫の成立したる後は他地銀行の發行する紙幣は直ちに回收すべく市面に於ける流通を許さず。

第二條 凡そ本省城に於て發行權を有する銀行銀號にして若し現洋紙幣を發行せんと欲せば均しく準備庫に加入すべく單獨發行するを得ず。但し邊業銀行の既發行現洋紙幣は此限りにあらず。

第三條 準備庫發行の兌換紙幣の現金準備は七割以上たるべく省政府に於て嚴に監督を加ふ。

第四條 準備庫發行の兌換紙幣は現大洋と一律に通用し割引減額を許さず。

第五條 準備庫が發行するところの紙幣は本位同じき兌換紙幣と交換することを得。

第六條 準備庫發行の兌換紙幣は加入各銀行號より無制限に爲替を取組み市面の情勢を視て參酌し爲替料を徵收す。但し現金送附費用の數額より超過せず。

第七條 本省城の市面金融を穩固ならしむるため一切現金を省城境外に運出することを禁止す。

第八條 各商民は若し確實に現金の用途あらば一百元以下は携帯出境することを得。

第九條 各海關稅局停車場埠頭に軍警機關より各係員を派し駐在検査を行はしむ。

第十條 若し現銀百元以上を携帯して出境するものあらば軍警の査出により證據十分なるときは之を沒收して公費に充用する外金融擾亂罪を科す。

右佈告は準備庫章程との關係上重要な意義あるものである。即ち右佈告第一條に於て準備庫の成立したる後は他地銀行の發行券の流通を禁じ又第二條に於て發行權を有する銀行銀號が兌換券の發行をなさんとするときは必ず準備庫を通してなすべく單獨の發行を許さないのは當然のことであるが、第二條但書に於て邊業銀行既發行の分に對し例外を認めたるは如何なる理由に基くにもせよ準備庫制度の效用を甚だしく傷つけ將來に禍根を残したものと云はねばならない。

又同佈告第五條に於て準備庫の發行券は本位同じき兌換紙幣即ち他の現大洋兌換券と交換することを得る旨規定せるがこれは準備庫の發行券は邊業銀行券其他の現大洋兌換券と同様に流通せしむる謂であつてかくては準備庫發行券以外の兌換券の流通を公然許すこととなり第一條及び第二條との關係上矛盾してゐる。第七條及第八條に於て現銀の移出を禁じもし必要ある場合は百元以下に限り之を許可したが此點につきては極めて嚴重なる取締を行ひ三十元の帶出に對しても一々干渉取調を行ふ状態であつたため新兌換券は無制限兌換なりと稱するも實際上は其效用を甚だしく阻害されてゐた。かくのごとき状態であつたため準備庫成立當時其將來につき幾分の期待を有してゐたものも漸次失望するに至り、且つ奉票の暴落防止も新兌換券信用の向上も甚だ覺束ないものであつた。然し辛して現大洋との間に開きを生ずるには至らなかつた。又其準備の内容に關しては所謂検査報告あるのみにして他に何等之を窺知すべき材料なく一般の不安は依然として之を除くことを得なかつた。

準備庫暫行章程第六條による第一回の検査は六月三十日同庫事務所に於て行はれた。該検査に携はりたるものは

商工會代表盧乃賡教育會代表秉子言及び新聞記者(何新聞なるや又幾人なるや不明)であつて其報告は左の通りであつた。

## 遼寧四行號發行準備庫第一回検査報告

一、借用邊業銀行券	五、〇〇〇、〇〇〇元
内 發 行 濟	二、〇〇〇、〇〇〇元
未 發 行	三、〇〇〇、〇〇〇元
二、現金準備額	一、四〇〇、〇〇〇元
内準備庫金庫内	五〇、〇〇〇元
邊業銀行金庫内	一、三五〇、〇〇〇元
三、保證準備額	六〇〇、〇〇〇元

章程により中國銀行、政記公司瀋海鐵道の各株券を以て之に充つ

以上のごとく該庫の準備確實にして商民は之を信用して可なり。以上

然し一般には右報告を信せず依然として不安の裡にあつた。即ち發行額は二百萬元を突破すべく準備金も極めてあやふやなるものとみられてゐた。然し發行額並に保證準備額は假りに右報告の通りなりとしても現金準備額百四

十萬元の中準備庫金庫内には僅かに五萬元あるのみにして他の百三十五萬元は邊業銀行金庫内にあるが、之をみれば必ずや種々の遺繰が存在することを想像するに足る。

### 第四章 第二回以降に於ける現大洋兌換券の發行

第一回の現大洋兌換券は右のごとくして發行されたが其結果は案外良好ではなかつた。然し多少の無理はあつたけれども其兌換にも應じ省政府に於ても極力其信用維持に努めたため現銀との間に開きの生することもなく、且つ現大洋票が一般省民より要望されてゐた際であつたため漸次廣く流通さるゝに至り第二回以降引つゞき發行された。章程第六條の規定による検査報告を順次掲出する。

#### 遼寧四行號聯合發行準備庫第二回検査報告 (七月三十一日)

一、借用邊業銀行兌換券	五、〇〇〇、〇〇〇元
内 發 行 済	二、九〇〇、〇〇〇元
未 發 行	二、一〇〇、〇〇〇元
二、準 備 金	二、九〇〇、〇〇〇元
内 現 金 準 備	現大洋 二、〇三〇、〇〇〇元
保 證 準 備	有價證券時價現大洋 八七〇、〇〇〇元

#### 三、検査人

財政廳	張 兆 甲
商務會	齊 福 祿
中國銀行	趙 梓 橋
交通銀行	袁 祥 生
邊業銀行	馮 檀
東三省官銀號	張 元 芝
教 育 會	姬 振 鐸
醒時報記者	張 友 竹
民報記者	潘 彦 如

右検査人は特に帳簿と實際と符合せるや否やにつき検査せるにすべて符合し規定に反するところ一つもなし。

以 上

#### 遼寧四行號聯合發行準備庫第三回検査報告

遼寧四行號は暫行章程第六條の規定により八月三十一日各法團及各銀行號の各代表を招請して第三回帳簿検査を行ひ其結果を左に披露す。

#### 一、兌換券發行總額

現大洋券 三、九〇〇、〇〇〇元

遼寧の準備庫と現大洋票



遼寧の準備庫と現大洋票

二、兌換券準備金總額

現大洋 三、九〇〇、〇〇〇元

内現金準備七割

現大洋 二、七三〇、〇〇〇元

保證準備三割

有價證券時價現大洋 一、一七〇、〇〇〇元

三、検査人 商工總會代表及教育會代表は反露大會參列のため缺席せり。

中國銀行代表 顧省三

交通銀行代表 袁祥生

東三省官銀號代表 鄒名信

邊業銀行代表 邵信普

遼寧四行號聯合發行準備庫第四回検査報告

遼寧四行號發行準備庫は章程第六條の規定により九月三十日各法團及各銀行號の各代表を招請し第四回帳簿及準備金の検査を行ふ。其結果を左に披露す。

一、兌換券發行總額

現大洋券 五、〇〇〇、〇〇〇元

二、右準備金總額

現大洋 五、〇〇〇、〇〇〇元

内現金準備七割

現大洋 三、五〇〇、〇〇〇元

保證準備三割

有價證券時價現大洋 一、五〇〇、〇〇〇元

三、検査人

教育會代表 常子言

商工總會代表 王昌華

東三省官銀號代表 鄒名信

中國銀行代表 顧省三

交通銀行代表 任振聲

邊業銀行代表 雷善之

遼寧四行號聯合發行準備庫第五回検査報告 (十月三十一日)

一、兌換券發行總額

現大洋券 五、〇〇〇、〇〇〇元

二、兌換券準備金總額

現大洋 五、〇〇〇、〇〇〇元

内現金準備七割

現大洋 三、五〇〇、〇〇〇元

保證準備三割

有價證券時價現大洋 一、五〇〇、〇〇〇元

三、検査人

省教育會代表 常子定

商工會代表 王昌華

中國銀行代表 蔣香林

交通銀行代表 韓少玉

遼寧の準備庫と現大洋票



官銀號代表 鄒 名 信  
 邊業銀行代表 雷 善 之

遼寧四行號聯合發行準備庫第六回検査報告

本庫發行 of 現大洋兌換券は其準備充實し無制限兌換にして且つ之を以て無料にて爲替取組をなすことを得、發行以來廣く流通し商民はすべて之を歓迎せり。茲に暫行章程第六條の規定により十一月三十日各法團及び各銀行の代表相會し第六回の帳簿及準備金検査を行ふ。其結果を左に披露して一般の閱覽に供す。

- 一、兌換券發行總額 現大洋券 五、五〇〇、〇〇〇元
- 二、兌換券準備金總額 現大洋 五、五〇〇、〇〇〇元
- 内現金準備七割 現大洋 三、八五〇、〇〇〇元
- 保證準備三割 有價證券時價現大洋 一、六五〇、〇〇〇元
- 三、検査人 省教育會代表 高 肇 勛
- 商工會代表 王 昌 華
- 中國銀行代表 王 振 聲
- 交通銀行代表 袁 世 麟
- 東三省官銀號代表 鄒 名 信

邊業銀行代表 潘 鴻 霖

遼寧四行號聯合發行準備庫第七回検査報告

遼寧四行號聯合準備庫は暫行章程第六條の規定に依り十八年十二月三十一日各法團各銀行號の代表者を招請し當庫に於て第七回準備金検査を行ひ實際を明かにし又該庫兌換券の流通を便利にするために東三省官銀號及中國、交通、邊業の三銀行に委託し無手数料にて爲替取組に應じつゝあるを以て茲に其検査の結果と爲替取扱地とを左に掲ぐ。

- 一、兌換券發行總額 現大洋券 八、三〇〇、〇〇〇元
- 二、兌換券準備金總額 現大洋 八、三〇〇、〇〇〇元
- 内現金準備七割 現大洋 五、八一〇、〇〇〇元
- 保證準備三割 有價證券時價現大洋 二、四九〇、〇〇〇元
- 三、検査人 省教育會代表 劉 冬 生
- 商工總會代表 王 昌 華
- 中國銀行代表 鄭 顯 民
- 交通銀行代表 韓 少 玉
- 東三省官銀號代表 鄒 名 信

四、無手数料爲替取扱地

遼寧省城、長春、哈爾濱道外、吉林、通遼、洮南、遼源、四平街、公主嶺、山城鎮、開原、安東、營口、錦縣、新民、遼陽、西豐、鐵嶺、昌圖、八面城、海城、蓋平、新立屯、法庫、西安、海龍、撫順、郭家店、范家屯、山海關

以上

右報告により準備庫成立後昭和四年末までの發行額を更に表示すれば次のごとくである。

回数	検査月日	發行高	回数	検査月日	發行高
一	六月三十日	二,〇〇〇,〇〇〇	五	十月三十一日	五,〇〇〇,〇〇〇
二	七月三十一日	二,九〇〇,〇〇〇	六	十一月三十日	五,五〇〇,〇〇〇
三	八月三十一日	三,九〇〇,〇〇〇	七	十二月三十一日	八,三〇〇,〇〇〇
四	九月三十日	五,〇〇〇,〇〇〇			

第五章 準備庫の現状

遼寧省政府に於ては準備庫に對し多大の期待を以て其創設を急いたものであつた。然し其成立の當時既に幾多の難關に遭遇し其成立の後亦種々の事情に妨げられて漸次最初のものとなりたるものとなつて行つたことは既に述

へたところである。即ち遼寧に在る四行號が聯合して兌換券を發行し之に對し共同して責任を負擔するといふのであつたが、邊業銀行のごとき従來自行のみの信用によつて現大洋兌換券を發行し相當流通額を有してゐるのに準備庫に加入するときは之による利益を放棄せざるべからず、更に其活動を著しく制限さるゝに至る處あり。又中國交通の兩行にても準備庫に加入して共同の責任を負擔するは將來如何なる禍を招くに至るやも計られざるが故に其参加は共に好まないところであつたが公然と反對することも出來ずとにかく準備庫は成立した。

當時邊業銀行に於ては總裁姜得春死亡し又總經理梁質堂辭職し副總裁たる杜惠霖が總經理を兼任して一切を處理してゐた。準備庫は恰もかゝる際に於て成立したものであつた。後、前官銀號總辦彭賢が猛烈なる策動を試み張學良を説服し、八月中遂に邊業銀行を全く準備庫の羈絆より脱せしめ又自から其總裁に任命された。彭賢は前に官銀號總辦たりし時代各地に散在せる自己腹心の分號員を指揮して大々的に特産物を買占め私利を計ると共に之によりて省財政の窮乏を救ひ特別の忠勤を盡して自己の榮達を計つたものである。後露支紛争に依り軍費捻出の必要に迫らるゝや再び策動を試みて邊業銀行の實權を自己の手中に收むることに成功した。又中國交通の兩行も此形勢をみて更に準備庫に對する望を失ひ益々消極的態度を保持するに至つた。

而して既に述べたるがごとく準備庫の發行券は暫く邊業銀行券を使用し之に各行號別に異りたる暗號を附して其發行銀行を別つことになつてゐる。而して第一回より第七回に至る間に於て發行されたる準備庫發行券は總て「x」「徠」の黒字を印せるものゝみにして他の暗號あるものをみない。即ち従來準備庫より發行されたるものは盡く同一

銀行より出てたるものにして、そは官銀號であることは何人も疑はざるところである。

又邊業銀行は準備庫成立前現大洋兌換券を發行流通せしめてゐたが準備庫成立の後も依然として該兌換券を流通せしめ更に其後も新に發行を行つた。中國交通の兩行も準備庫成立前は極めて少量の「天津」「北平」券を移入流通せしめてゐたのみであつたが八、九月以後は漸次其額を増加し遂に公然と其流通をみるに至つた。

これらの事實は準備庫が漸次最初の形を變へて單に官銀號のみの現大洋兌換券發行機關となつてしまつたことを裏書するものである。故に準備庫は今尙表面上四行號聯合の名を存してゐるけれども三銀行は右のごとくして事實上之より脱出したゞ官銀號のみが残つて準備庫の名を用ひ兌換券の發行をなし共同責任負擔の實は全く滅失されてしまつた。

要するに昭和四年末までに準備庫より發行せられたる兌換券は全部邊業銀行券に「聯合發行準備庫」の墨字を印し更に「X」俵の符號を印せる官銀號より出てたるものゝみにして邊業其他銀行が準備庫を通して發行せりとみとめらるるものは一つもない。

これが發行高は昭和四年十二月三十一日第七回検査報告によれば八百三十萬元であるが事實は之よりも多いと稱さるゝけれど他に依るべき根據なく結局右報告に依る外はない。

準備庫の發行券は東三省内各地に流通する事になつてゐるが現在の所遼寧省外には多額の流出はない様である。又發行準備金は發行高の七割は現金を以てし三割は有價證券を以て之に充つることになつてゐる。即ち十二月末

に於て五百八十一萬元の現銀を保有せることになつてゐる。第一回の検査報告には準備庫金庫有高と邊業銀行金庫有高とに分つて發表したが其後は此別を廢し、又前述のごとく邊業銀行は事實上準備庫を脱退してゐるから右五百八十一萬元は準備庫金庫内になければならない。然し之が同金庫内に實在せりとは到底想像されない。然らば官銀號金庫内にありやと云ふに之も甚だ頼りなきものである。即ちもし右金額が假りに實在したとしても果して準備庫の準備金なりや否や、又假りに其準備金なりとせば之は準備庫章程第七條の規定により如何なる理由によるも之を他に流用することを得ざるものである。然るに十二月中頃省政府は商民救済のためと稱し商工總會の斡旋保證により四百萬元を一割七、八分の利子を以て貸出すべく準備庫に命じ官銀號が之を取扱つた事實がある。果して何程を貸出したかは不明であるが恰も年末に際し銀價暴落による倒産者續出の際であつたから右現銀の大部分は既に貸出を終つたものと思はれる。又財政廳長張振鷺は屢々軍費其他に右を流用せりと稱されてゐた。故に官銀號金庫内或は準備庫金庫内に五百餘萬元の現銀が保有されてゐるとは到底信ずることは出来ない。

かゝる状態であるから保證準備の内容如何は暫く之を問題外としても現金準備の現銀は今や極めて貧弱なるものと云はなければならぬ。

然し其兌換に就ては第一回發行直後は該券が極めて不評であつたため兌換要求も多く、ために現銀保有のため現銀の境外帶出禁止を行ひ事實上兌換は甚だしく制限されてゐたが其後銀價の暴落に伴ひ兌換要求も減じ今日に於ては無制限兌換に復してゐる。従つて現銀との開きはなく現在省城兩替屋に於ては百元につき二、三十錢の兩替手数料

を徴してゐるのみである。

けれども現在無制限兌換に應ずるにつきては多大の犠牲が拂はれてゐるらしく邦人其他の外國人が兌換を要求せる場合は二三萬元にても直ちに之に應ずるが支那人の多額の要求に對しては種々面倒なる手續を必要とする。

要するに準備庫發行兌換券は現在の状態を何時まで維持し得るかといふことが當面の問題である。即ち準備庫の内容が一般の信用を繋ぐに足らざる現在、其發行兌換券に對する無制限兌換が果して永く續け得らるかといふことは甚だ疑問とするところであつて其遺線は早晚行詰まるに至るであらう。故に適當の便法を講ずるにあらざれば何時現銀との開きを生ずるに至るやも計られない。従つて結局は奉票のごとき運命を辿るに至るべしとの悲觀説を爲すもの尠くない。

尙遼寧には準備庫發行券以外に準備庫と關係なき邊業銀行、中國銀行、交通銀行の各發行せる現大洋兌換券があるが此等いつきては後章に述ぶることとするがこれら各銀行券並に準備庫發行券の相互の間には何等價格の差異はない。尤も邊業銀行券のみは最も評判わるく地方に於ては百元につき六、七元の打歩を要したことがある。

#### 備考

昭和五年に入り準備庫發行券にして從來と異りたるものが出現した。即ち從來は「×」俵の符號あるものゝみであつたが新に出現したるものは「く」鏝の符號あるものであつた。(寫眞(一)参照)

「×」俵が疑もなく官銀號のものであることは本文に述べたところである。然らば「く」鏝は四行號の中いづれの符號なるや。

の符號なるや。

中國、交通の兩行は既に屢々述べたるごとく準備庫に對しては出来るだけ消極的態度を持してゐる。最近のごとく準備庫の信用が漸次失墜しつゝある際右兩行が好んで準備庫を通じ兌換券を發行して共同の責任を負擔するとは到底信ぜられない。

然らば邊業銀行は如何。同行は實質上準備庫を脱し自行のみにて兌換券を發行し流通せしめてゐるから今更準備庫を通じて發行する必要はない。然し同行は官憲と特殊の關係を有する銀行である故に所謂金融維持策と稱して如何なることをなすや計られない。即ち表面聯合の實を示すために故らに前記符號を用ひて從來の自行發行券の外に發行し世人の目を晦さんとしたのかもしれない。

又「く」鏝は「×」俵と同様官銀號の符號には非るか。準備庫が實質上官銀號の現大洋兌換券發行機關となつてしまつたことが一般省民に知れ渡り其信用は漸次失墜した。此信用恢復を計るには聯合の實を示すことが必要である。然るに邊業交通中國の三銀行に之を求むるは甚だ困難である。故に從來の「×」俵の外に更に「く」鏝を押し恰も聯合の實あるがごとく装つたものである。

筆者は此最後の説を最も妥當なりと信ず。

元來準備庫成立の後各行號の使用せんとした暗號は左の通りであつた。

× 俵

銚  
瀨  
巧  
筑

何銀行が右の中いづれを使用せんとしたかは發表されない。然し本文記載のごとく其區別は極めて曖昧なるものとなつてしまつた。

昭和四年十二月末第七回検査報告の際に於ける發行額は八百三十萬元であつたが昭和五年二月四日第八回検査報告の際は一千万元、同二月二十八日第九回検査報告の際は一千万八十八萬元であつた。(第四章末参照)(昭和五年三月二十日記)

其後中國交通の兩行は官銀號より強制されて極めて僅少ではあるが準備庫を通じ兌換券を發行したとのことである。(昭和五年四月一日記)

## 第六章 準備庫發行券以外の現大洋兌換券

準備庫成立の後はずべて準備庫を通し又は準備庫に加入するにあらざれば紙幣の發行を許さざることになつてゐる。故に準備庫發行券以外には流通券はなき筈であるが事實は然らずして邊業交通中國の各銀行發行の現大洋兌換券が公然と使用されてゐる。

### 一、邊業銀行券

既に述べたるごとく邊業銀行は奉軍の關内撤退に際し北京天津に於て發行せる同行の現大洋兌換券を遼寧に移入

流通せしめてゐるが昭和四年四月頃該券回収の名目を以て百萬元を新に發行した。後準備庫成立し同行も之に加入せるを以て從來の同行發行券は何等かの方法により整理さるべき筈であつたが其こともなく六月十八日省政府の佈告に於て遂に同行の既發行の分のみは例外として流通を許さるゝに至つた。然し彭賢の策動により同行が事實上準備庫を脱するや更に發行を繰返し從來のものと共に市中に流通せしめた。此發行に際しては極めて秘密を守り居るを以て果して何程發行されたるやは不明であるが、彭賢は恰も兩三年前東三省官銀號に於て奉票を濫發し特産物の買占を行つたと同様のことを邊業銀行に於ても行はんとした。たゞ現大洋兌換券の發行は奉票のごとく簡單なる發行は許されず多少の制限はあつた。

かくのごとき状態であつたため同行の發行券は漸次其鑿價を落し遂に現大洋との間に一元乃至八元の差額を生ずるに至つた。是に於て彭賢は十二月十八日省政府及び財政廳に宛て

「各縣に於て流通する邊業銀行券に對しては今後現大洋と同様に流通せしめ交換に際して打歩を附することを嚴禁する旨各縣知事に發令されたし」

との願書を提出した。これは同行が年末に際し更に濫發を取てせるため其信用を失し其受入を拒絶するものさへ生ずるに至つたからであつた。

其後は漸次其差額減少し現在にては他の現大洋兌換券と同一に取扱はるゝに至つたけれども他のものよりは嫌はれてゐる。

而して同行發行券にして「北京」「天津」の文字あるものは遼寧に於ては「奉天」の文字あるものよりも少し安値である。同行發行券は「奉天」の文字あり其流通は省内に限られてゐる（寫眞(三)参照）種類は米國製の一元、五元、十元の三種及び財政部印刷の一角、二角の二種補助紙幣とがある。又昭和四年八月頃發行せる五十元券百元券もある。其發行高につきては正確に之を知る由もないが昭和四年五月十七日準備庫成立の當時は約三百萬元といはれてゐたが同年末には一千二百萬元に達せりとのことである。事實は之よりも多くとも少いことはないであらう。又其準備金は如何になつてゐるか全くわからないが九月末六百萬元の現銀を保有せりとのことであつた。然し果して右現銀が實在してゐるか否かはわからないことである。もし實在したとしてもそれが兌換券に對する準備金なりしや否やは不明であり結局は準備庫の準備金と同様甚だあやしいものと云はねばならない。

然し現在に於ては辛ふじて無制限兌換に應じ一般の信用を繋いておるが何時まで現在の状態を繼續することが出来るかといふ點は準備庫發行券と同様である。邊業銀行の現状よりみるときは寧ろそれよりも危険性が多いと云はねばならない。

## 二、交通銀行券

邊業銀行は關内撤退と共に北京、天津に於ける同行發行現大洋兌換券を遼寧に移入流通せしめ後更に遼寧に於て「奉天」券を發行した。交通銀行發行現大洋兌換券は其頃より極めて少額ではあつたが私かに使用されてゐた。後準備庫成立し交通銀行も之に参加したが同行に於ては官銀號並に邊業銀行と共に事を爲すを欲せず出来るだけ消極的

の態度をとつてゐた。然るに準備庫は邊業銀行の策動によりて共同の實を失ひ邊業銀行は自行のみに於て更に兌換券を發行流通せしめた。

此間交通銀行が省政府並に準備庫との間に如何なる交渉を行つたかは明かではないが昭和四年八、九月頃より同行發行の「天津」の文字ある現大洋兌換券は漸次公然と流通するに至つた。（寫眞(四)参照）此が遼寧に於ける流通額何程なるや素より正確には明かではないが大體二百萬元内外といはれてゐる。一元、五元、十元の三種類である。而して此は天津交通銀行に於て兌換さるべきものであるが遼寧同行に於ても便宜上之を爲す事もある。同券は現大洋との開きなく準備庫發行券並に邊業銀行發行券と全く同様に取扱はれてゐるが前記各發行券よりは寧ろ歓迎されてゐる。

## 三、中國銀行券

中國銀行の現大洋兌換券もすべて北京及び天津に於て發行せられたるものにして一元、五元、十元の三種類あり其遼寧への流入の状態は交通銀行のそれと全く同様である。たゞ其流通額は最も少く四十萬元内外といはれてゐる。兌換其他につきては交通銀行と異るところはない。（寫眞(五)参照）

## 第七章 結論

以上を以て準備庫並に現大洋兌換券の大略を記述した。即ち現在遼寧及同省内に於て流通せる現大洋兌換券は準備庫發行のもの及邊業交通中國の各銀行の發行せるものにして四種類である。而して其流通額は大體左のごとくである。（昭和四年十二月末）

發行所別	金額
準備庫	八、三〇〇、〇〇〇元
邊業銀行	一一、〇〇〇、〇〇〇元
交通銀行	二、〇〇〇、〇〇〇元
中國銀行	四〇〇、〇〇〇元
合計	二二、七〇〇、〇〇〇元

右は最少限の數字にして此外何程あるかはわからない。而して曩に當課發行の調査時報第十卷第一號に五千萬元と推算せるは遼寧經濟旬報に依れるものであるが必ずしも見積過多とは稱し難い。而して右の中準備庫發行券は東三省各地に於て流通するものにして即ち哈爾濱、吉林、長春に於ても無手数料爲替取組の便法が講ぜられてゐるか遼寧省以外の前記各地方にも多少流入してゐるものと思はる。

もし準備庫の制度が最初に計劃せられたる通りに發達したならば將來甚だ喜ぶべき結果を招來するであらうけれども成立後約一箇月餘りにして有名無實のものとなり各行勝手の行動を爲してゐる。果して何時になつたら所謂幣制統一が行はるゝであらうか。然し現在の各兌換券が現大洋との間に開きなく流通してゐることは寧ろ驚くべき現象である。將來の豫測は許されない。然し將來現大洋兌換券がたとへ浮沈はあつても從來の奉票の地位に代つてあらゆる取引に使用され奉票は自然の中に整理さるゝに至るであらうことのみは斷言しても差支へないであらう(終り)

附

奉天に於ける日本側取引所に於ては昭和四年十一月二日現大洋票の先物取引を開始した。其取引方法は奉票の場合と略同様である。受渡に際しては準備庫發行券も其他の邊業、交通、中國各銀行發行券も全部同様に取扱はれてゐる。

左に昭和四年中に於ける相場を掲げて参考に資す。

一月より十月末までは現大洋百元の價格を金を以て表したる市中現物相場であり、十一月以降は金百圓の價格を現大洋票を以て表したる奉天取引所に於ける先物相場である。(奉天經濟旬報相場表に依る)







終